

障害福祉分野

就職支援金 貸付のご案内

他業種で働いていた方々等へ障害福祉分野での就職をサポートします!!

貸付額

20万円以内

※無利子
※一人当たり一回限り

対象経費

障害福祉分野に新たに就職する際に必要となる費用で次のようなものが対象となります。

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具または鞆等の被服費
- 転居を伴う場合に必要な転居費
- 通勤用自転車等の購入費

貸付対象者

*次の要件をすべて満たしている方

- 山口県に住民登録がある方
- これまでに障害福祉分野で障害福祉職員の業務に就いた経験がない方(※1)
- 介護職員初任者研修以上の研修を受講し、修了した方(※2)
- 山口県内の障害福祉サービス事業所等に障害福祉職員として就職した方(※1)
- 再就職準備金または介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

(※1) 障害福祉サービス事業所等については裏面参照。

(※2) 就職日の1年前から就職日までの1年間に修了した研修に限る。対象となる研修については裏面参照。

返還免除の条件

- 山口県内の障害福祉サービス事業所等に障害福祉職員として就労した日から2年間、引き続き、これらの業務に従事したときは、全額が返還免除されます。

※2年間とは在職期間が通算730日以上であり、かつ従事した日数が360日以上です。

※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。



申請書提出・問合せ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター (障害福祉分野就職支援金貸付担当)
〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3階
TEL:083-902-2355



山口県福祉人材センター

検索

申請方法

*様式は問合せ先までご請求ください。

○下記の書類を提出してください。※就職後6ヶ月以内に申請し受理されたものに対して審査し貸付します。

1. 障害福祉分野就職支援金貸付申請書(実施要綱別記第10号様式)

2. 誓約書(実施要綱別記第1号様式)

※本人と連帯保証人が連署、押印。(連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内)を添付)収入印紙(200円)を貼り、割印を押印してください。

3. 就職した事業所の就労証明書(県社協指定様式)

4. 介護職員初任者研修以上の研修修了証の写し

5. 世帯全員の住民票(発行日から3ヶ月以内)

6. 前年分の世帯全員の所得証明書(最新のもの)(発行日から3ヶ月以内)

※前年分の所得証明書が発行できない場合は、前々年分の所得証明書

資金交付までの流れ

1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で結果通知を送付します。受理日によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。

(注)申請書類に不備等がある場合は、受理できません。

2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書(実施要綱別記第11号様式)を提出後、借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。
連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。

- 貸付決定を解除されたとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき(業務従事中の死亡を除く)
- 山口県内の障害福祉サービス事業所等において障害福祉職員の業務に従事しなくなったとき
- 虚偽その他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(表面※1) 障害福祉サービス事業所等とは?

- 次に規定する障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設
 - ・「障害者総合支援法(平成17年法律123号)」第5条第1項、第18項、第77条及び第78条
 - ・「児童福祉法(昭和22年法律164号)」第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項
 - ・「身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)」第4条の2
- 次に規定する事業所もしくは施設
 - ・「障害者総合支援法」第5条第27項、第28項及び第77条の2
 - ・「身体障害者福祉法」第5条

上記の事業所において、主たる業務が利用者に直接サービスを提供する者を「障害福祉職員」といいます。

(表面※2) 対象となる介護職員初任者研修以上の研修とは?

- ・介護職員初任者研修
- ・介護福祉士実務者研修
- ・居宅介護職員初任者研修
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること)
- ・同行援護従業者養成研修(一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること)
- ・行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)

